

任期付採用職員の募集について

1 採用内容

育休代替任期付職員

- (1) 採用人数
2 名
- (2) 採用予定期間
令和 7 年 1 0 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

2 業務内容

電話・窓口対応、入国・在留審査業務、警備関係の補助業務等

3 勤務条件

- (1) 勤 務 地
福岡出入国在留管理局宮崎出張所
宮崎県宮崎市別府町 1 番 1 号 宮崎法務総合庁舎
- (2) 勤務時間
8 時 3 0 分～1 7 時 1 5 分（休憩時間：1 2 時～1 3 時）
土・日、祝祭日及び年末・年始（1 2 月 2 9 日～1 月 3 日）を除く
- (3) 休 暇
年次休暇、その他の休暇（忌引等）は、常勤職員に準ずる
- (4) 給 与 等
1 8 3, 5 0 0 円以上
学歴・職歴等を考慮の上、決定する
通勤手当は、常勤職員に準じて支給
月の途中の採用又は退職の際は、日割りで支給する
期末・勤勉手当は、常勤職員に準ずる
- (5) 保 険
法務省共済組合に加入
- (6) 退 職
 - ① 分限免職
常勤職員に準ずる
 - ② 退職金
6 か月以上勤務した場合は、支給の対象となる

4 応募資格・経験

応募に当たっては、以下の全てを満たす者とする

- (1) 窓口又は電話での対応経験のある者
- (2) 英検 3 級程度の英会話能力を有する者
- (3) パソコン操作能力（ワード、エクセル等）を有する者

※ なお、以下のいずれかに該当する者は、応募不可

- ① 日本国籍を有しない者
- ② 国家公務員法第38条に規定される次のいずれかの項目に該当し国家公務員となることができない者
 - ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・ 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
 - ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ③ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

5 応募方法

以下の書類を下記問合せ先宛て、郵送又は持参（8月26日（火）必着）

- (1) 履歴書（写真貼付） 1通
- (2) 職務経歴書 1通

※ 応募者多数の場合、早めに締め切る場合がある

6 選考方法

- (1) 第1次試験
書類選考
- (2) 第2次試験（書類選考に合格した者のみ）
面接・作文

【福岡出入国在留管理局宮崎出張所】

住所：〒880-0802

宮崎県宮崎市別府町1番1号 宮崎法務総合庁舎

電話：0985-31-3580